

JRひがし労仙台 業務部情報

2019年12月29日

NO. 031

JR東労働組合
仙台地本業務部
発行責任者：横山裕介

申13号 36 協定遵守と適正な要員配置・

年次有給休暇の取得を求める申し入れ

仙台支社内のいくつかの職場において要員不足により適正に年休の取得ができない状況などがあり、支給されている年休を付与されずに消化出来ない状況が考えられます。要員問題に関してはこの間も申し入れを行い団体交渉の中で議論を行ってきましたが、未だに解消されずにいます。2019年4月1日に施行された改正労働基準法に伴う対応として年次有給休暇の時季指定義務について示されましたが、職場において年休取得できる適正な要員配置がされていない状況に不満が多くありますが、会社は何の改善も出来ていません。年度末が近くにあたり、社員が自らの権利を利用できない状況は、大きな問題です。社員にとって「健康・ゆとり・働きがい」の持てる職場環境を創り出すため、ひがし労仙台地本として申13号として申し入れを行ってきました。

- 1、年次有給休暇の令和元年度における、各職場の5日未満の取得者数を明らかにするとともに、適正な取得に向けて対策を図ること。
- 2、会社として年次有給休暇は労働者にとってどのような権利なのか認識を明らかにすること。
- 3、山形運輸区においては年休を流してしまう状況の乗務員が多くいる。申請をしている社員が年休を流すことのないようにすること。
- 4、山形運輸区における運転士・車掌の要員を早急に補充し、休日労働の削減を図ること。
- 5、有給休暇が請求された時季に年次有給休暇を付与する事が正常な運営を妨げると判断がなされ、時季変更権を行使する場合は他の時季を示し、年次有給休暇を付与すること。
- 6、年休付与のための休日労働を削減するためにも、計画的な車種転換の養成を行うと共に、適正な要員を配置すること。
- 7、各職場において時間外労働が限度に近い社員の把握を行い、限度を超えないように具体的にどう指導しているのか明らかにすること。
- 8、仙台支社において、時間外労働が月45時間に達しそうで、かつ、業務量の多い社員の時間外労働の実態を明らかにすること。